

出資等に係る不要財産の納付について
(羽曳野キャンパス跡地)

1 趣 旨

大阪公立大学羽曳野キャンパスは、学部集約に伴い、令和7年の秋以降はキャンパスとして活用しないこととなり、当該キャンパスの土地・建物については、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなることとなります。

このため、公立大学法人大阪から設立団体の長あてに、当該キャンパスの土地・建物について、地方独立行政法人法第42条の2第1項の規定に基づき、不要財産の納付の認可申請がありました。

同条第5項の規定において、設立団体の長が認可をするにあたっては、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされていますので、お諮りするものです。

【地方独立行政法人法（抄）】

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2～4 (略)

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 不要財産となる土地・建物

土地： 50,996.41 m² 詳細は別紙のとおり
建物： 36,305.24 m² 詳細は別紙のとおり

3 納付の時期

令和8年4月1日

4 今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和7年7月 : 公立大学法人大阪から不要財産納付申請
- ・ 令和7年8月 : 評価委員会への意見聴取
- ・ 令和7年9月～ : 府議会・市会に議案提出
 (不要財産の納付の認可・定款変更)
- ・ 令和7年11月～ : 総務省及び文部科学省へ定款変更の認可申請
 4月迄に 不要財産の納付の認可
- ・ 令和8年4月 : 府への不要財産納付
 定款変更の施行、設立団体の長が定める額により資本金減少

土地

所在地	面積
羽曳野市はびきの三丁目 315 番 1	6,292.00 m ²
同 315 番 2	892.00 m ²
同 316 番 118	279.00 m ²
同 316 番 124	154.00 m ²
同 324 番 2	8,042.97 m ²
同 324 番 7	9,642.97 m ²
同 324 番 21	13,421.48 m ²
同 324 番 33	5,999.99 m ²
同 325 番 4	988.00 m ²
同 805 番 17	5,284.00 m ²

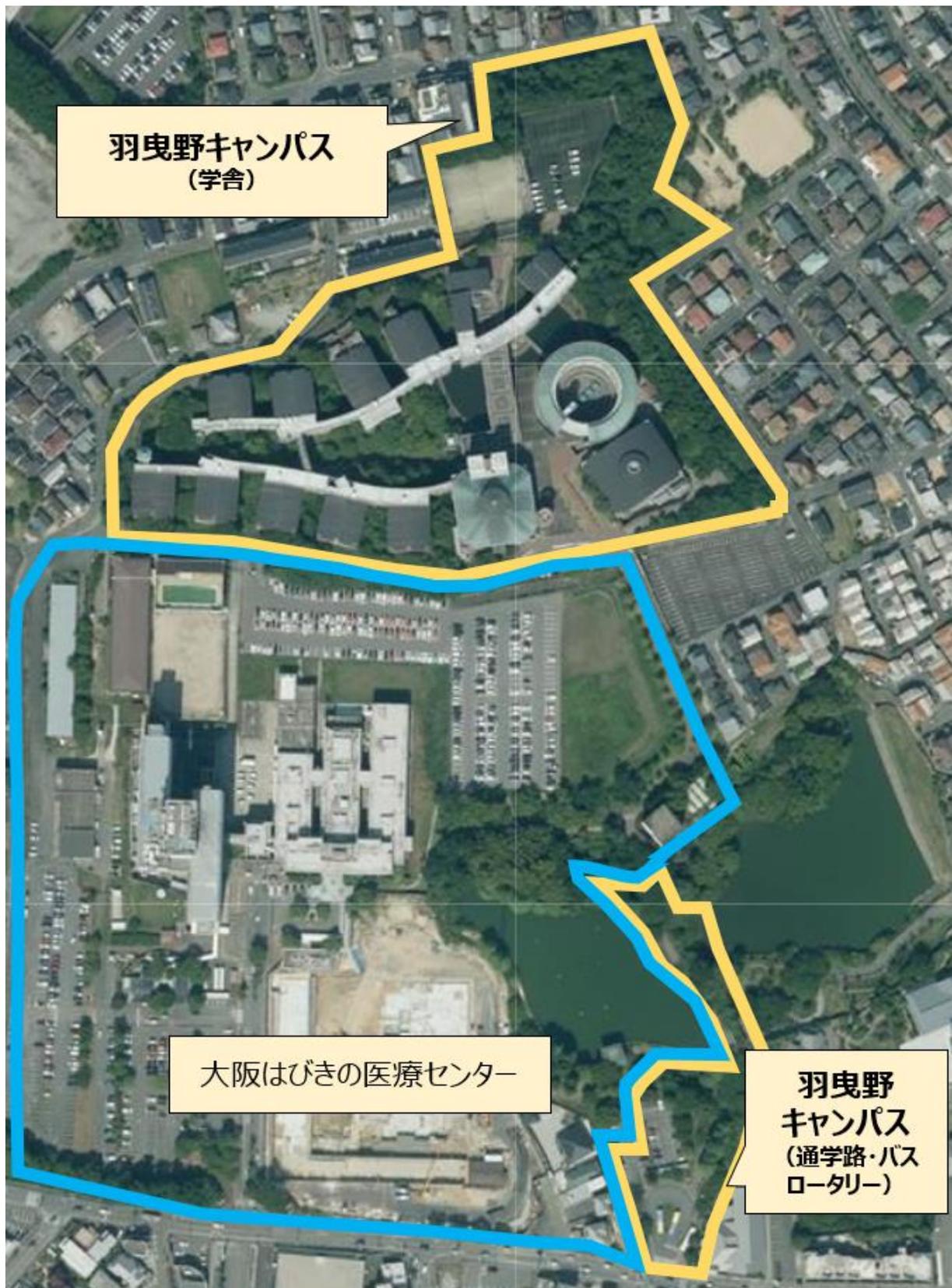
建物

所在地	財産名称	面積
羽曳野市はびきの三丁目 7 番 30 号	看護学部棟 1	1,788.00 m ²
	看護学部棟 2	2,518.00 m ²
	看護学部棟 3	2,718.00 m ²
	臨床検査学科棟	2,629.00 m ²
	臨床栄養学科棟	2,241.00 m ²
	歯科衛生学科棟	1,749.00 m ²
	作業療法学科棟	1,609.00 m ²
	理学療法学科棟	2,046.00 m ²
	看護学科棟 1	2,278.00 m ²
	看護学科棟 2	1,912.00 m ²
	看護学科棟 3	2,025.00 m ²
	管理・講堂棟	5,164.00 m ²
	ブリッジ棟	1,280.00 m ²
	体育館	1,655.00 m ²
	図書厚生棟	4,504.00 m ²
	自転車置場	100.00 m ²
	ゴミ置場	21.00 m ²
	ゴミ置場駐車場	30.34 m ²
	屋外便所	17.60 m ²
スロープ階段倉庫	20.30 m ²	

羽曳野キャンパス・概要図



羽曳野キャンパス（航空写真）



出典：地理院地図データ（国土地理院）

<https://maps.gsi.go.jp/#17/34.549572/135.588434/&base=ort&ls=ort&disp=1&vs=c0g0j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f0>

をもとに大阪府作成

< 関係法令 >

○地方独立行政法人法

(財産的基礎)

第六条

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2-4 (略)

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方独立行政法人法施行令

(出資等に係る不要財産の出資等団体への納付)

第八条 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下この章において同じ。）の出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下この章において同じ。）への納付（第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

- 一 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容
- 二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由
- 三 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額）
- 四 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
- 五 現物による出資等団体への納付の予定時期
- 六 その他必要な事項